

## 介護保険における福祉用具購入費の支給について

介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた人が、県指定の特定（介護予防）福祉用具販売事業者から福祉用具を購入した場合には、申請により購入費用（消費税を含み、年間10万円まで）の8割または9割（平成30年8月から一定以上所得者は7割）が保険から給付されます。10万円を超えた額は自己負担になりますので、ご注意ください。また同一品目の購入は原則できません。福祉用具を購入する場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）などに相談してください。

### 給付対象となる福祉用具

次の1～3のすべての条件を満たすものが給付対象

1. 厚生労働大臣が定める下記の特定（介護予防）福祉用具の種目であること。

- 腰掛便座
  - ◇和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）
  - ◇洋式便器の上に置いて高さを補うもの
  - ◇電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
  - ◇便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
  - ◇自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。）
- 入浴補助用具
  - ◇座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。
    - ◆ 入浴用いす（座面の高さが概ね35cm以上のものまたはリクライニング機能を有するものに限る。）
    - ◆ 浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。）
    - ◆ 浴槽内いす（浴槽内に置いて利用することができるものに限る。）
    - ◆ 入浴台（浴槽の縁にかけて浴槽内への出入りを容易にすることができるものに限る。）
    - ◆ 浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。）
    - ◆ 浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。）
    - ◆ 入浴用介助ベルト（居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。）
- 簡易浴槽
  - ◇空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
- 移動用リフトのつり具の部分
  - ◇身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

2. 都道府県からの指定を受けた特定（介護予防）福祉用具販売事業者から購入したものであること。  
特定（介護予防）福祉用具販売事業者には「福祉用具専門相談員」がいます。「福祉用具専門相談員」は販売に際し、福祉用具が必要な状況などを踏まえたうえで、適切な福祉用具の選定、利用方法などの説明や指導を行うことが義務付けられています。
3. 要介護（要支援）者が居宅において日常生活の自立を助けるために必要と認められること。

### 福祉用具購入費支給の流れ

1. 福祉用具についてケアマネジャーや福祉用具専門相談員に相談します。
  2. 福祉用具を購入します。
  3. 「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」を保険者（瀬戸内市）に提出します。
- **利用者の提出書類**
- ◇ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
  - ◇ カタログの写し（価格・品名・形状・用途などがわかるもの。）
  - ◇ 領収書（原本。コピーの場合は原本持参）
  - ◇ 委任状（購入費を振り込む口座の名義人が被保険者本人でない場合）
4. 保険者は提出された書類などにより、保険給付として適当な改修かどうかを確認します。当該福祉用具の支給を必要と認めた場合には、購入費用の8割または9割（平成30年8月から一定以上所得者は7割）を支給します。通常、申請から支給（申請書に記載した口座への振り込み）までには2～3カ月かかります。